

議案第 6 2 号

松阪市公共下水道条例の一部改正について

松阪市公共下水道条例（平成 17 年松阪市条例第 225 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 6 月 13 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市公共下水道条例の一部を改正する条例

松阪市公共下水道条例（平成 17 年松阪市条例第 225 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 2 号中「が 1 人以上専属していること。」を「を選任していること。」に改める。

第 9 条の見出し中「の職務等」を削り、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 1 項から第 3 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者の登録を受けている者のうちから、責任技術者を選任しなければならない。ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。